

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成17年12月20日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第64条に基づき、「川崎天然ガス発電所」に係る法対象条例環境影響評価書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	法対象事業者	川崎天然ガス発電株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番12号 代表取締役社長 河野 文彦		
	法対象事業の名称	川崎天然ガス発電所		
	法対象事業の種類	電気工作物の新設（第1種事業）		
	実施する区域	川崎市川崎区扇町12-1 新日本石油株式会社川崎事業所構内		
	法対象事業の目的	特定規模電気事業者等への電気の供給を目的とした発電所の建設		
	法対象事業の内容	発電方式	ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）	
		発電出力	847,400 kW（1号機 423,700 kW，2号機 423,700 kW；気温5℃、発電端出力）	
		発電所敷地面積	約61,600㎡	
		発電用燃料	天然ガス（パイプラインにより供給）	
	施行期間	平成18年2月～平成20年9月		
環境影響評価の経緯	平成14年5月17日：法対象条例方法書公告 平成14年9月17日：法対象条例方法審査書公告 平成17年2月8日：法対象条例準備書公告 平成17年7月19日：法対象条例審査書公告			
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成17年12月20日（火）～平成18年1月18日（水） （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く） 時間：午前8時30分から午後5時まで		
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所、幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所、神奈川県川崎県民センター及び本庁（環境局環境評価室）		
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm		